

(様式第10号) (第13条関係)

行 政 処 分 公 表 票

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	長野県公安委員会 第 311 号
	氏名又は名称	株式会社シールドセキュリティ
	代表者の氏名	外谷 淳子
	主たる営業所の所在地	長野市稲葉 920 番地 1
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	株式会社シールドセキュリティ 長野市稲葉 920 番地 1
処 分 年 月 日	平成 30 年 12 月 27 日	
処 分 内 容	営業停止 41 日 (平成 31 年 1 月 27 日から同年 3 月 8 日まで) 長野県内における警備業務	
処分理由・根拠法令	教育義務違反 (警備業法第 21 条第 2 項) 警備員名簿等の虚偽記載 (同法第 45 条) 書面交付義務違反 (同法第 19 条)	
処分を行った公安委員会	長野県公安委員会	

注：1 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。